様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	上牧町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kanmaki.nara.jp/town/mynumber

執行機関名　上牧町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等）
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号）別表第1の4の項、別表第2の4の項 上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和46年5月27日法律第73号）第1条	上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成27年12月要綱第15号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

⑦独自利用事務の関連規範		上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成27年12月要綱第15号）